

在宅勤務等手当支給規則

令和6年5月17日規則第2号

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第17条の2の規定による通勤手当の支給については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

(施行の細目)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第8条の2の規定により支給される在宅勤務等手当については、この規則の規定を準用する。